学生のまち推進事業活動報告

平成 28 年度の活動実績（金沢まちづくり学生会議）

OPEN　CITY　in　Kanazawa（４回目）

実施日　　４月 24 日（日）　　参加人数　約 250 名

概要　　主に新入生を対象に、金沢の名所を巡るスタディツアーを実施。その他、金沢について学ぶことができるゲームや、金沢のまちをつくるイベント、学生団体を交えた交流会を実施

木倉町風鈴まつり～近隣商店街との連携～（７年目）

実施日　　７月 30 日（土）、31 日（日）

概要　　木倉町広場で開催された風鈴まつりで学生会議メンバーが焼きそば販売や、子ども向けブースを出店

まちなか学生まつり（７回目）

実施日　　10 月９日（日）　　参加人数　約 600 名が来場

概要　　学生と市民との関わりを深めるとともに、まちなかの賑わいの創出を図る。学生サークルによるステージイベントや、学生・商店街による屋台を出店

金沢学生セレクション（３年目）

投稿回数　13 回（７月～１月）

概要　　学生会議メンバーがまちなかのお店を取材し、商品等を“学生目線”でセレクトし Facebook で紹介した。

Facebook ページの累計「いいね数」538 件

新

めいくわっぷ

実施日　　11 月 27 日（日）

概要　　学生を対象に、まちなかを紹介するまちなか学生交流街マップ“わっぷ”を擬似的に作成するイベントを開催。参加者が「まちなか学生交流街（木倉町商店街、新天地商店街、金沢中央味食街）のお店を訪ね、お店の方と交流した。

新

和菓子 de　バレン タイン

日時　　２月 11 日(土)　　場所　片町きらら

概要　　地元のお菓子屋さんと連携しバレンタインにちなんだ和菓子を製作。若者が集まる「片町きらら」で完成した和菓子を販売し、来場者に金沢での学生の活動や和菓子の魅力をＰＲした。

新

第２のふるさと「金沢」の魅力を知る料理会

日時　　３月４日（土）　　場所　中央公民館長町館　調理室

概要　　金沢まちづくり学生会議の活動拠点となっている長町の住民と関わり、加賀野菜や地元の魚を使い料理をすることにより、より金沢のことを知るイベントを開催。

平成 28 年度の実績（その他）

学生等雪かきボランティア

概要　　地域において地域住民による除雪活動を学生等のグループが支援することにより、学生と市民とのコミュニティを醸成する。

実績　　・学生グループと地域とによる 15 組の協定締結
・除雪活動は４回、延べ 63 人の学生が参加

歴史的空間再編学生コンペティション 2016（５回目）

開催日　11 月 19 日（土）、20 日（日）
19 日：前夜祭（記念公演、建築ツアー他）　20 日：公開審査、ファイナルプレゼン

概要　　全国の歴史遺産や建築遺産、地域遺産といった伝統的な空間を学生の若い感性で創造的な空間に再編する建築設計コンペを開催（第４回）
前夜祭として運営学生による金沢の建築ツアーや、町家での宿泊体験の企画を実施。

来場者　約 400 名
出展数　エントリー：201 件、パネル提出：119 作品（過去最多）
開催結果　　ｸﾞﾗﾝﾌﾟﾘ　信州大学大学院　市川　楓

学生のまち金沢・ブランド向上プロジェクト

概要　　平成 27 年度に実施した「かなざわ娘」、「まちなか語らいキャンパス」の両プロジェクトを継続・発展させ学生のまち金沢としての魅力を高める。

かなざわ娘

企業、高校生と連携し若い世代の興味関心を持つ商品の開発を行い、金沢の伝統工芸や食文化などを発信

実績：加賀九谷陶磁器協同組合と連携　　箸置き開発
高校生と連携　　お麩のアクセサリー制作

まちなか語らいキャンパス

学生と社会人が交流する学都の文化継承のため、まちなか学生交流街（主に中央味食街）において、学生と社会人が交流できる環境を創出する。

実績：６回開催
学生、社会人延べ 126 名が参加

金沢市における学生のまちの推進に関する条例

平成22年３月25日
条例第４号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　学生のまちの推進に関する基本的な施策等（第９条―第18条）
第３章　学生のまちの推進に対する支援等（第19条・第20条）
第４章　学生のまちの推進体制（第21条）
第５章　雑則（第22条）
附則

私たちのまち金沢は、明治期に、加賀藩の藩校を源流とした金沢医学館や旧制第四高等学校などが開学し、以後、数多くの高等教育機関を擁する学術文化都市として発展してきた。また、国内外から多数の学生が集まり、金沢のまちを学び舎として自らの知恵、能力、人間性を磨くことにより、学術、文化、経済など広く各界に俊英を輩出してきた。

学生たちは、まちなかに集い、市民と憩い、談論風発するなど、日々の暮らしにおいて学生と市民とが相互に交流する姿は、にぎわいと活力の象徴として、「学生のまち・金沢」の歴史を刻み、今日に至っている。

このような背景を踏まえ、未来に向けたまちづくりにおいて、地域社会が可能性豊かな学生を育み、学生と市民との相互の交流や学生と金沢のまちとの関係を深めながら、学生のまちとしての金沢の個性と魅力をさらに磨き高めていくことは、健全で活力に満ちた地域社会を実現し、金沢のまちが持続的に発展するうえで重要である。

ここに、私たちは、学生のまちとしての伝統と誇りを継承発展させることにより、金沢を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、学生のまちとしての本市の個性と魅力を磨き高めるまちづくりの推進（以下「学生のまちの推進」という。）について、基本理念を定め、並びに学生、市、市民、町会その他の地域コミュニティに関する活動に係る団体（以下「町会等」という。）、高等教育機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、総合的に学生のまちの推進を図り、もって健全で活力に満ちた地域社会の実現と本市の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学生のまち　固有の自然、歴史、文化等とこれらのもとで醸成されてきた地域コミュニティを大切にする土壌を生かして、学生がまちを学びの場又は交流の場としながら、まちなかに集い、市民と親しく交流し、及び地域における活動等に取り組むほか、市民、町会等、高等教育機関、事業者及び市が一体となって学生の地域における生活、

自主的な活動等を支援することにより、学生と市民との相互の交流及び学生とまちとの関係が深まり、にぎわいと活力が創出されるまちをいう。

(2) 学生　高等教育機関に在学する者をいう。

(3) 高等教育機関　大学、高等専門学校、専門課程を置く専修学校その他の高等教育を行う機関をいう。

(4) 地域コミュニティ　一定の区域内に居住する者相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりをいう。

（基本理念）

第３条　学生のまちの推進は、地域社会全体で学生を育む社会的気運を醸成しながら、行われなければならない。

２　学生のまちの推進は、その主体は学生であるという認識のもとに、学生の自主性を尊重しながら、その自主的な活動を促進することを基本として行われなければならない。

３　学生のまちの推進は、学生、市、市民、町会等、高等教育機関及び事業者がそれぞれの役割を認識し、これらの者の相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

（学生の役割）

第４条　学生は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らが学生のまちの推進の主体であることを認識し、社会的なマナーや決まりを遵守するとともに、地域コミュニティへの参加、金沢のまちについての理解を深めること等を通じて、本市が学生のまちとして持続的に発展していくために協力するよう努めるものとする。

（市の役割）

第５条　市は、基本理念にのっとり、学生のまちの推進を図るために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

２　市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に学生、市民、町会等、高等教育機関及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

３　市は、基本理念にのっとり、学生のまちの推進に関し、町会等、高等教育機関、関係行政機関等と密接な連携を図るとともに、学生、市民、町会等、高等教育機関及び事業者が行う学生のまちの推進に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう必要な調整を行うものとする。

（市民及び町会等の役割）

第６条　市民及び町会等は、基本理念にのっとり、学生が参加しやすい開かれた活動の実施と当該活動への参加の呼びかけ、学生の地域における生活の支援等を通じて、日常生活等における学生との交流が深まるよう努めるとともに、本市が実施する学生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（高等教育機関の役割）

第７条　高等教育機関は、基本理念にのっとり、学生の地域コミュニティへの参加及び自主的な活動の促進、学生との協働による教育研究成果その他の知的資源を生かした地域貢献活動の推進等を通じて、学生と市民との相互の交流及び学生と金沢のまちとの関係

が深まるよう努めるとともに、本市が実施する学生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第８条　事業者は、基本理念にのっとり、学生の自主的な活動に対する支援、職場体験活動の実施等を通じて、学生の社会参加を支援するよう努めるとともに、本市が実施する学生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第２章　学生のまちの推進に関する基本的な施策等

（交流の促進等）

第９条　市は、学生のまちの推進に積極的に取り組むため、まちなかにおける学生相互又は学生と市民との相互の交流及び情報交換の促進、学生が地域における活動等に参加する機会の提供その他必要な施策を実施するものとする。

（自主的な活動に対する支援）

第10条　市は、高等教育機関、事業者等と連携しながら、学生の自主的な活動を支援するために必要な施策を実施するものとする。

（学習機会の提供等）

第11条　市は、金沢のまちについての学生の理解を深めるため、学生が金沢固有の歴史、文化等にふれあい、又はこれらについて学習することができる機会を提供するものとする。

（相談体制の整備）

第12条　市は、町会等、高等教育機関等と連携しながら、学生からの日常生活等に関する相談体制の整備を図るものとする。

（普及啓発）

第13条　市は、学生のまちの推進についての学生、市民等の理解と関心を深めるため、その普及啓発に努めるものとする。

（金沢学生のまち推進週間）

第14条　市は、学生、市民、町会等、高等教育機関、事業者及び市が一体となって学生のまちの推進を図るため、金沢学生のまち推進週間を定めるものとする。

（金沢まちづくり学生会議）

第15条　学生は、市と協働して学生のまちの推進を図るため、学生で構成する金沢まちづくり学生会議（以下「学生会議」という。）を組織することができる。

２　学生会議は、学生のまちの推進に関し、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 学生の意識の高揚を図ること。

(2) 学生相互又は学生と市民との相互の交流及び学生の自主的な活動を促進するための施策を企画し、及び実施すること。

(3) その他学生会議が必要があると認める活動

（学生のまち地域推進団体）

第16条　学生、市民、町会等、高等教育機関及び事業者は、当該地域において、これらの者で構成する学生のまちの推進を図るための団体（以下「地域推進団体」という。）を組織することができる。

（学生のまち地域推進計画）

第17条　地域推進団体は、当該地域における学生のまちの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定することができる。

２　推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 名称

(2) 対象となる地域

(3) 目標及び基本方針

(4) 自主的な取組に関する事項

(5) その他必要な事項

（学生のまち地域推進協定）

第18条　地域推進団体は、前条の規定により推進計画を策定したときは、市長と当該地域における学生のまちの推進に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができる。

２　市長は、協定を締結したときは、当該協定の締結に係る地域推進団体に対し、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

第３章　学生のまちの推進に対する支援等

（援助）

第19条　市長は、前条第２項に定めるもののほか、学生のまちの推進を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

（表彰）

第20条　市長は、学生のまちの推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

第４章　学生のまちの推進体制

（金沢学生のまち推進会議）

第21条　学生、市民、町会等、高等教育機関、事業者及び市は、それぞれの役割に基づいて学生のまちの推進を図るため、金沢学生のまち推進会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。

２　推進会議は、この条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議するものとする。

３　推進会議は、学生会議、地域推進団体、関係行政機関等と密接な連携を図るため、これらの団体等をその構成員として加えることができる。

第５章　雑則

（委任）

第22条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

金沢市における学生のまちの推進に関する条例施行規則

平成22年３月31日

規則第６号

（趣旨）

第１条　この規則は、金沢市における学生のまちの推進に関する条例（平成22年条例第４号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

（学生のまち地域推進協定）

第３条　条例第16条に規定する地域推進団体（以下「地域推進団体」という。）は、条例第18条第１項の規定により市長と学生のまちの推進に関する協定（以下「協定」という。）を締結しようとするときは、学生のまち地域推進協定締結申出書（様式第１号）に学生のまち地域推進計画書（様式第２号）を添付して、市長に申し出なければならない。

第４条　市長は、前条の規定による申出があったときは、当該申出の内容を審査し、当該申出に係る学生のまち地域推進計画書の内容が適当であり、かつ、学生のまちの推進に資すると認めるときは、学生のまち地域推進協定書（様式第３号）により、当該地域推進団体と協定を締結するものとする。

第５条　前２条の規定は、地域推進団体が協定を変更しようとする場合について準用する。

（雑則）

第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

様式第１号（第3条関係）

学生のまち地域推進協定締結申出書

年　　月　　日

（あて先）金沢市長

地域推進団体の代表者　　団体名

住　所

氏　名　　印

金沢市における学生のまちの推進に関する条例第17条第１項の規定により策定した学生のまち地域推進計画について、同条例第18条第１項の規定により金沢市長と学生のまちの推進に関する協定を締結したいので、学生のまち地域推進計画書を添えて申し出ます。

様式第２号（第3条関係）

学生のまち地域推進計画書

学生のまち地域推進計画の名称	
学生のまち地域推進計画の対象となる地域	
学生のまちの推進に関する目標及び基本方針	
学生のまちの推進のための自主的な取組に関する事項	
その他当該地域における学生のまちの推進を図るために必要な事項	

様式第３号（第4条関係）

学生のまち地域推進協定書

　　と金沢市長とは、当該団体が策定した「　　学生のまち地域推進計画」に基づき、当該地域における学生のまちの推進を図るため、金沢市における学生のまちの推進に関する条例第18条第１項の規定により、次のとおり学生のまちの推進に関する協定を締結する。

１　協定番号
２　協定の名称
３　協定に係る地域
４　協定に係る学生のまち地域推進計画の内容　別紙「学生のまち地域推進計画書」のとおり

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

地域推進団体の代表者　団体名
住　所
氏　名　　印
金沢市長　　印

金沢まちづくり学生会議規約

（名称）

第１条　本会議は、金沢まちづくり学生会議（以下「学生会議」という。）と称する。

（目的）

第２条　学生会議は、金沢市における学生のまちの推進に関する条例（平成22年条例第４号。以下「条例」という。）第15条第２項に掲げる活動を行うことを目的とする。

（用語の意義）

第３条　この規約で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

（活動事項等）

第４条　学生会議は、条例第15条第２項に掲げる事項について活動を行うほか、次に掲げる事項について調査、検討及び取組を行い、その成果に基づき、条例第21条第１項に規定する金沢学生のまち推進会議（以下「推進会議」という。）に対して提案を行うことができる。

(1) 金沢市のまちづくり及び学生のまちの推進に関する学生の意識の把握に関すること。

(2) 自主的な活動を行っている学生団体その他の団体等との協働による学生のまちの推進に関すること。

(3) その他学生のまちの推進に関すること。

（組織等）

第５条　学生会議のメンバーは、高等教育機関に在学する者で組織する。

２　学生会議は、学生のまちの推進に知識経験を有する者及び金沢市から、学生会議の活動及び運営に関し、助言等を受けるものとする。

（代表等）

第６条　学生会議は、在籍する各高等教育機関及び外国人留学生の間において、代表及び副代表（以下、それぞれ「各代表」及び「各副代表」という。）を選出する。

２　各代表は、学生会議を合同で代表し、会務を総理する。

３　各副代表は、当該各代表を補佐し、当該各代表に事故があるときは、その職務を代理する。

４　各代表及び各副代表の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、各代表及び各副代表に欠員が生じた場合における補欠の各代表及び各副代表の任期は、前任者の残任期間とする。

（プロジェクト）

第７条　学生会議に、専門的な取組及び検討を行うためにプロジェクトを置くことができる。

２　プロジェクトは、学生会議の構成員で組織する。

３　プロジェクトにおける取組及び検討の結果については、学生会議の会議において報告を行うものとする。

（会議）

第８条　学生会議及びプロジェクトは、必要に応じて招集する。

２　学生会議及びプロジェクトは、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（入会及び退会等）

第９条　入会及び退会にかかる手続については、金沢市（市民局市民協働推進課）に委託する。

（庶務）

第10条　学生会議及びプロジェクトの庶務を金沢市（市民局市民協働推進課）に委託する。

（雑則）

第11条　この規約に定めるもののほか、学生会議の運営に関し必要な事項は、学生会議に諮って定める。

附　則

この規約は、平成 22 年６月 20 日から施行する。

〔参考〕

規約第９条（入会及び退会等）にかかる委託契約にかかる仕様書

１　入会を希望する者は、金沢市が指定する入会申込書に記入し、金沢市に提出する。金沢市が審査のうえ、入会を認める。

２　学生メンバーは、金沢市に退会届を提出して、退会することができる。

３　学生会議のメンバーが、進級又は卒業できなかったとき、もしくは、秩序を乱し、著しく品位を汚す行為に該当したときは、金沢市は、各代表の意見を聞いて当該メンバーを退会させることができる。